

天満労働基準監督署発表
平成29年4月20日

労働基準法違反の疑いで書類送検

(違法な長時間労働を行わせた疑い)

平成29年4月20日、天満労働基準監督署（署長 三浦 一志）は、下記のとおり株式会社熊五郎ほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

株式会社熊五郎くまごろう（以下「被疑会社」という。）ほか1名

本部所在地 大阪市北区芝田一丁目

2 違反法条文等

労働基準法違反

同法第32条第1項

同法第32条第2項

同法第119条第1号（罰則）

同法第121条第1項（両罰）

3 事件の概要

被疑会社は、大阪市北区芝田一丁目に本部、大阪市北区梅田三丁目にあらうま堂桜橋口店、段七 梅田店、大阪市北区大深町におちゃらん屋 ヨドバシ店及び大阪市北区角田町にかんじん堂 熊五郎 梅田店を設けて飲食店を営む事業主であるが、時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を締結して所轄労働基準監督署長に届け出していないにもかかわらず、平成28年4月3日から同年同月末日までの期間において、労働者4名に対し、違法な長時間労働を行わせたものであ

る。

4 参考事項

- (1) 被疑会社は、グループ会社を含めて大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、東京都に41店舗のラーメン店、お好み焼き店、うどん店、串カツ店などの飲食店を展開する事業場である。
- (2) 労働基準法では、原則として使用者は労働者に対し、法定労働時間である1週間40時間及び1日8時間を超えて労働させてはならず、時間外労働を行わせる必要がある場合には時間外労働協定（いわゆる36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出る必要がある。
- (3) 関連条文は、別紙のとおり。

関連条文

労働基準法（抄）

（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

（時間外及び休日の労働）

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

（罰則）

第百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条・・・の規定に違反した者

（両罰規定）

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。